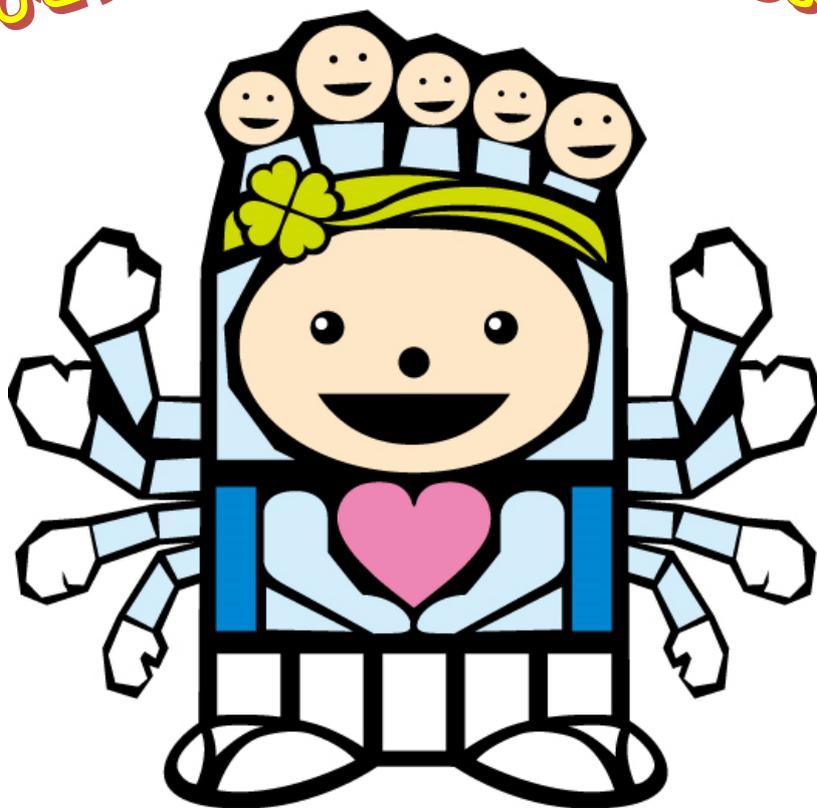


高鍋町成年後見制度利用促進基本計画
高鍋町再犯防止推進計画

第 2 次 高 鍋 町 地 域 福 祉 計 画

高 鍋 町 地 域 福 祉 活 動 計 画

ひとりひとりが支え合い、笑顔つながるまちづくり



たか鍋まごころ大使くん

障がい者等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材となる「たか鍋まごころサポーター」のマスコットキャラクター

令和4年3月
高 鍋 町
高鍋町社会福祉協議会

はじめに

昨今、少子高齢化や人口減少が進行する中、生活様式や雇用環境の変化などの社会情勢の変化もあり、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなどの顕在化しにくい社会的孤立の問題など、町民の方々の困りごとが複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症発生の影響に伴う新たな課題も出てきています。



このような状況を踏まえ、地域の中で、お互いが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくため、その指針として、町と社会福祉協議会が一体となって「第2次高鍋町地域福祉計画」及び「高鍋町地域福祉活動計画」を策定しました。

この度の策定においては、「ひとりひとりが支え合い、笑顔つながるまちづくり～誰もが安心して健やかで安らぎのある暮らしをおくるために～」を計画の基本理念に、令和3年4月に施行された改正社会福祉法を踏まえ、国が目指す地域共生社会の実現に向けた内容を反映させるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を盛り込み、基本目標及び施策の展開等を定めています。

また、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めた「高鍋町成年後見制度利用促進基本計画」や犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた「高鍋町再犯防止推進計画」も併せて策定しました。

新たな計画における目標を達成し、地域福祉を推進するためには、町民の皆様や社会福祉団体をはじめとした地域の関係団体などとの協働が重要となります。引き続き、多様な地域生活課題の解決を図りながら、地域福祉をさらに推進していくため、皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に大きなお力添えをいただきました「高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員」の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様にご心より感謝を申し上げあいさついたします。

令和4年3月

高鍋町長 黒木 敏之

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展とコロナ禍で近隣との結びつきや地域社会との関わりが希薄化していく中で、地域福祉を取りまく社会環境は大きく変化し、福祉ニーズは多様化・増大化の一途をたどっております。



このような情勢のもと、「地域福祉を推進する団体」として社会福祉法に位置づけられている社会福祉協議会は、住民参加型の福祉活動を基軸に、住民の皆様をはじめ、多くの関係各位の参加・協力のもと地域福祉の推進に取り組んでおります。

しかし、それぞれが持っている意識や価値観、思い、情報の内容や量の違いなどから、町民の参画や個人・団体同士の連携・協働を進め、成果を上げていくには、それなりの時間や手順が必要となりますが、この計画の策定と推進は、そのための一つの方法として位置づけることができるのです。

この計画の策定にあたっては、町民の方や福祉関係機関・団体、学識者など、多くの方々のご協力をいただきながら、課題の把握や集約、解決策の検討、計画案の検討などを進めてまいりました。

高鍋町社会福祉協議会は、事業計画に基づき重点事業を実施するために、適切な事業の調整と運営を図り、子どもからお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず人と人との「福祉の心」の繋がりを大切にした取り組みを展開し、幅広い町民・機関・団体の方々と手を携えながら、全職員が一丸となって地域の福祉力を一層高めてまいり所存であります。

町民の皆様、関係機関・団体の皆様には、今後もより一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

高鍋町社会福祉協議会

会長 岩崎 信や

目次

第1章 地域福祉の概要

- 1 地域福祉の考え方と方向性…………… 1
- 2 地域福祉が必要となっている背景…………… 1
- 3 国や県の動向…………… 2

第2章 計画の策定にあたって

- 1 計画の目的…………… 4
- 2 計画の位置づけ…………… 5
- 3 計画の期間…………… 6
- 4 計画策定に向けた取組…………… 7

第3章 高鍋町の地域福祉を取りまく状況

- 1 人口・世帯構成の変化…………… 9
- 2 福祉に関わる状況…………… 20
- 3 社会資源の状況…………… 23

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念…………… 28
- 2 計画の基本目標…………… 33
- 3 施策の体系図…………… 34

第5章 施策の展開

- 基本目標1 ともに支え合う地域福祉のまちづくり…………… 35
- 基本目標2 誰もが主体的に活動に参加できる福祉のまちづくり…………… 46
- 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり…………… 56

第6章 高鍋町成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画の背景…………… 72
- 2 計画の趣旨…………… 72
- 3 高鍋町の成年後見制度に関する現状…………… 73
- 4 課題及び今後の方向性…………… 74
- 基本目標1 利用者に寄り添った制度の運用…………… 74
- 基本目標2 地域で支える体制づくり…………… 75
- 基本目標3 制度の利用を促進するための周知・啓発…………… 77

第7章 高鍋町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景及び趣旨	78
2 計画の位置づけ及び期間	78
3 計画の基本方針	78
4 再犯防止をとりまく状況	82
5 重点課題を克服するための施策の推進	86

第8章 新たな時代における地域福祉のあり方と可能性

1 with コロナ時代における地域福祉	98
----------------------	----

第9章 計画の推進と進行管理及び評価

1 計画の周知及び点検・見直し	100
2 計画推進に向けた行政支援の充実	100
3 計画推進に向けた体制	100

資料編

1 自治公民館アンケート調査結果	101
2 福祉関係団体へのアンケート調査結果	107
3 地区一覧	111
4 高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員設置要綱	112
5 高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿	113
6 用語解説(※のあるもの 五十音順)	114

第 1 章 地域福祉の概要

1 地域福祉の考え方と方向性

改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、地域共生社会※の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様化・複雑化した「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、民間企業、行政などが主体的に関わり合い、協力することにより、地域生活課題の解決に取り組む考え方です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域福祉のための事業の健全な発達」、「地域福祉活動への住民の参加の促進」を一体的に定めることを目的として市町村が策定する行政計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が主体となり、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的に策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉推進のための理念と仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画に基づき、住民自らが、行政・関係団体等と互いに協働※しながら、地域生活課題を解決するための様々な活動に積極的に参加していくことを目指すこととします。

2 地域福祉が必要となっている背景

近年、少子高齢化の急速な進展に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力が弱まってきています。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加をはじめとし、高齢者の孤独死、ひきこもり、自殺、子育て家庭の孤立や児童虐待、高齢者虐待の増加、貧困の拡大など、様々な課題が絡み合って多様化・複雑化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態は、人々の生活に大きな影響を与えています。

これらの課題に加え、近年、全国各地で大規模自然災害の発生が続く中、災害時における高齢者や障がい者等の福祉的支援のニーズの高まりから、福祉・保健・医療の連携によるきめ細やかな支援が求められるようになったほか、国民の安全と安心を確保するため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 40 号）の施行、それに基づいた「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月閣議決定）の策定など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題が顕在化しています。

このような課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体、行政などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、これまで以上に地域福祉を推進していく必要があります。

3 国や県の動向

国においては、平成 30 年 4 月 1 日に「地域共生社会」の実現に向け、改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画の策定について任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉及びその他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

宮崎県においては、国の方針を踏まえ、令和 3 年 3 月に「宮崎県地域福祉支援計画(第 4 期計画)」を策定し、計画の基本目標を「ともに支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現」とし、広域的な見地から地域福祉の推進を図っています。

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正前）

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

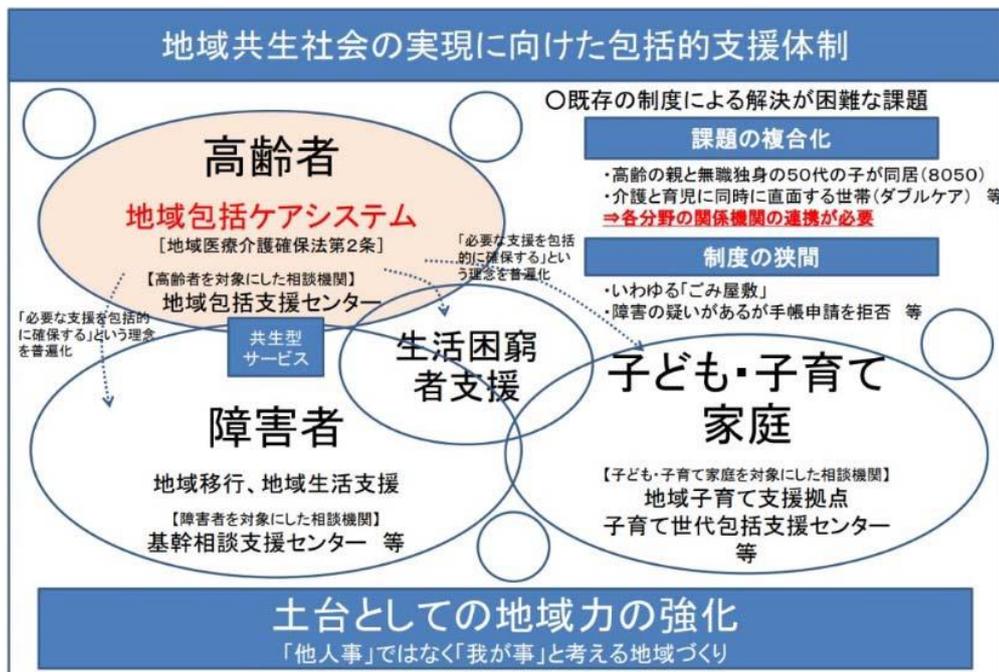


○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正後）

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）

〈社会福祉法第 107 条から抜粋〉

包括的支援体制のイメージ（資料：厚生労働省）



地域福祉に関し共通して取り組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- (2) 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の課題への対応の在り方
- (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- (5) 共生型サービス※等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える者(世帯)への横断的な支援の在り方
- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人※等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護※の在り方
- (10) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 全庁的な体制整備

<厚生労働省・地域福祉計画の作成ガイドラインから引用>